

農林水産業の輸出力の強化 (輸出に取り組む民間事業者への支援)

【20,342百万円】

対策のポイント

「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「日本再興戦略2016」に基づき、農林漁業者や食品事業者による国内外での輸出拠点の整備を支援します。

<背景/課題>

- 平成27年11月に定められた「総合的なTPP関連政策大綱」においては、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大により、「平成32年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す」こととしています。
- これを受けて、平成28年5月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産業の輸出力強化戦略」が取りまとめられ、また、平成28年6月に「日本再興戦略2016」が取りまとめられたところであり、これらの戦略に基づく各種取組を速やかに軌道に乗せていくことが重要です。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,451億円(平成27年)→1兆円(平成31年(平成32年から1年前倒し)))

<主な内容>

国内外での輸出拠点の整備

1. 農畜水産物輸出拡大整備事業 19,500百万円

(1) 農畜産物輸出拡大施設整備事業

空港・港湾に近い卸売市場の活用のための施設整備や、農畜産物の輸出拡大のために必要な生産物の流通・加工施設などの共同利用施設の整備を支援します。

(交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等)

(2) 水産物輸出拡大緊急対策事業<一部公共>

大規模流通・輸出拠点漁港等における必要な施設の整備を行うとともに、輸出先国のHACCP基準への対応を目指す水産加工業者等に対する水産加工施設の改修等を支援します。

(国費率：1/2等
事業実施主体：国、地方公共団体、水産業協同組合等)

2. 農林漁業者等が輸出・販売する拠点支援 350百万円

海外における産直市場的施設の設置など生産者による直接輸出の取組、国内外の物流・商流の輸出拠点の設置による物流の効率化の取組、海外での販売・展示スペース等の設置による日本食や食文化等を発信する取組等を支援します。

(委託費、補助率：1/2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等)

3. 生産から消費までのコールドチェーン等の流通経路確立実証 492百万円

国内の生産・加工地から海外の販売者までを、効率的に、かつ品質を保持しながら結ぶフードバリューチェーンの確立に向けた実証的取組に加え、食のインフラ技術を海外展開するための関係者の招へいや専門家の派遣を支援します。

(補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等)

※ これに加えて農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)による支援も充実

[平成28年度補正予算の概要]

お問い合わせ先：	1 (1) の事業	食料産業局食品流通課	(03-6744-2059)
		生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
	1 (2) の事業	水産庁計画課	(03-3502-8491)
		水産庁加工流通課	(03-3502-8427)
	2、3の事業	食料産業局輸出促進課	(03-3502-3408)

輸出に取り組む民間事業者への支援 【203億円】

国内外での輸出拠点の整備

農畜水産物輸出拡大施設整備事業
【195億円】

輸出拡大のために必要な生産物の流通・加工施設の整備等を実施



鮮度保持のためのCA貯蔵冷蔵庫



効率的な抹茶生産のための
新型てん茶炉（茶葉処理加工施設）



拠点漁港における
密閉型荷さばき所

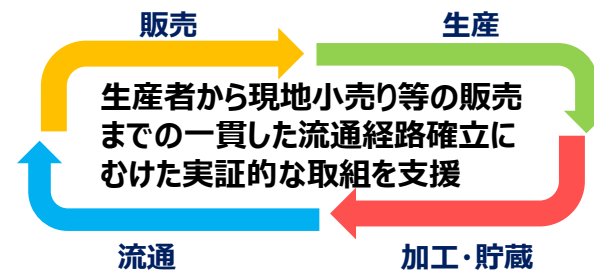


卸売市場におけるコンテナヤード



コールドチェーン対応
卸売市場施設

生産から消費までのコールドチェーン等の流通
経路確立実証【5億円】



農林漁業者等が輸出・販売する拠点支援
【3億円】

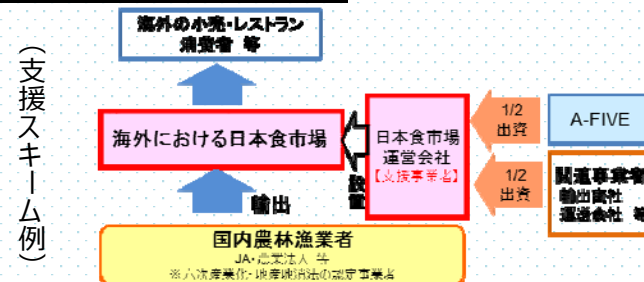
海外における産直市場的施設の設置など、
生産者による直接輸出の取組の促進



海外の生鮮売場

農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）による支援の充実

- ◆ 海外の産直市場の設置者や輸出を行う事業者に対して農林漁業者の負担なしで出資ができるよう、A-FIVEの制度・運用を改善



※八次産業化・地産地消法の認定事業者